

# 事業継続計画 (災害管理計画)

令和元年 7 月 3 1 日

東京水道サービス株式会社

## 目次

1	目的	1
2	基本方針	1
3	応急対策の補完業務	1
4	緊急対策本部の組織と所掌事務	2
4.1	緊急対策本部の設置・解除	
4.2	緊急対策本部の所掌事務	
4.3	緊急対策本部の設置場所	
4.4	緊急時対応体制の組織機能と役割	
5	緊急時連絡網	5
5.1	事象別の初動ルール	
5.2	緊急時における通報及び連絡網	
6	災害時の行動計画	7
6.1	自然災害及びテロ、犯罪、傷害、発病等	
7	災害時の応急対応	9
7.1	自然災害及びテロ、犯罪、傷害、発病等	
8	災害時の事業継続対応	10
8.1	緊急対策本部の設置	
8.2	本部の情報連絡活動	
8.3	震災応急対策本部の業務分担	
8.4	多摩対策部の業務分担	
8.5	活動優先業務	
8.6	社員の活動態勢	
8.7	活動内容	
8.8	社員の参集態勢	
8.9	社員の非常配備態勢	
8.10	社員必要数	
8.11	その他業務	
9	活動態勢の増強等	23
9.1	活動態勢の増強、縮小及び再配置等	
9.2	活動態勢時の被服及び宿泊等	
10	備蓄用品及び機材等	23
10.1	非常用食料等の備蓄	
10.2	震災時の使用機材等	
10.3	その他機材	

11	その他	25
11.1	防災訓練等	
11.2	計画の策定	
12	災害管理計画の制定	25

参考資料一覧

- 1 災害等発生時の応急対策業務等に関する協定
- 2 災害等発生時の応急対策業務等に関する覚書

## 1 目的

東京水道サービス株式会社（以下、「当社」という。）は、災害等の発生により水道施設に被害が生じ、平常給水が不可能になった場合、東京都水道局（以下、「水道局」という。）と連携のもと、対策諸活動を迅速・的確にできる体制を作り、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図る。

## 2 基本方針

東京都の政策連携団体である当社は、水道局と「災害発生時の応急対策業務等に関する協定（以下「協定」という。）」（参考資料1）を締結している。

協定第1条では、災害等が発生又はまさに発生しようとしているときに、水道局が行う水道の給水能力の維持又は回復に係る応急対策の補完業務として当社が行う応急対策業務等を定めている。

よって、大規模災害時における当社の最優先業務は【水道局の応急対策の補完業務を行うこと】を基本とし、大規模災害発生時において、次の方針に基づき活動する。

### <基本方針>

「災害等発生時の応急対策業務等に関する協定（平成29年7月）」第5条第1項に規定する、当社が受託する水道局の業務のうち、安定給水を確保するために必要な業務を継続すること及び第4条第1項の当社が行うべき応急対策業務を、「応急対策の補完業務」と位置付け、“最重要業務”として最優先で実施する。

<基本方針>に基づき、他の業務に優先し、人員や資源を“最重要業務”へ優先的に配分する。

その支援体制は“最重要業務”の対応態勢が所管部門で整い次第、段階的に縮小する。

## 3 応急対策の補完業務

- (1) 水道施設の被害状況に係る調査業務・応急措置等
  - ア 施設・管路の被害状況調査、漏水の発生状況調査及び応急措置のうち、水道局が当社に委託している業務に含まれないもの。
  - イ 庁舎等危険度診断
  - ウ 復旧計画の策定補助
- (2) 給水装置の復旧業務  
給水装置の止水処理及び復旧工事に関して水道局が当社以外の者と締結する契約の履行を確保するために必要な監督（区部に限る）
- (3) 仮設給水栓等の設置業務  
応急給水に伴う仮設給水栓等の設置
- (4) 管路等の応急復旧を支援する業務  
管路施設の止水処理及び復旧工事等に関して水道局が当社以外の者と締結する契約の履行を確保するために必要な監督
- (5) その他、水道局が依頼する応急対策業務で当社において対応可能な業務

## 4 緊急対策本部の組織と所掌事務

### 4.1 緊急対策本部の設置・解除

- (1) 災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、社長は緊急対策本部を設置するものとする。
- (2) 社長は、緊急対策本部の設置時に当該本部の設置場所及び設置期間を、また、当該本部を解除したときはその旨を、直ちに社員に告示しなければならない。
- (3) 緊急対策本部の構成員及び復旧特命チームのメンバーは、災害対策用被服及び腕章の着用により任務を明示する。

### 4.2 緊急対策本部の所掌事務

- (1) 緊急対策本部の非常配備態勢の設置及び解除に関すること。
- (2) お客さま及び社員等の生命及び身体の保護に関すること。
- (3) 重要な災害情報等の収集及び伝達に関すること。
- (4) 事業継続を図るための対応及び総合調整に関すること。
- (5) 施設等の保全に関すること。
- (6) マスメディアに関すること。
- (7) 災害等応急対策に要する経費処理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

### 4.3 緊急対策本部の設置場所

設置場所	設置の場所
本部	新宿グリーンタワービル7F。ただし、緊急対策本部長が本社に設置することが不相当と判断した場合は、次により緊急対策本部を設置する。
(本部被災の場合) 第1順位	立川ビル3F
第2順位	その他適切と判断される場所

#### 4.4 緊急時対応体制の組織機能と役割

緊急時対応体制の各組織機能と役割を以下に定める。

構 成 員		職 名		役 割	
本 部 会 議  本 部 員	本 部 長	社 長		・ 震災応急対策本部の統括	
	副 本 部 長	常勤取締役		・ 本部長の補佐	
	多摩対策部長	多摩事業本部長		・ 多摩地区業務の統括	
	本 部 員	庶 務 班	総務部長 監査室長 研修部長		・ 社員の参集及び就業状況の把握 ・ 社員及び事業所の被災状況の把握 ・ 社内の事務連絡及び本部会議庶務 ・ その他、庶務及び広報事務
			連 絡 調 整 班	企画調整部長 経営管理室長 プロジェクト 推進部長 設備企画部長	
		調 達 班		管理部長	
			被 害 調 査 応 急 復 旧 班	配水施設 調査担	管路管理部長
		配水施設 復旧担		施設整備部長	
		大規模 施設復旧 担当		施設整備部長	
		給水装置 調査担		給水装置部長	
設 備 管 理 班				・ 浄水場、給水所等の運転管理 ・ 関連設備の被害状況調査及び点検 ・ 配水管付帯設備の被害状況調査及び点検 ・ 水道局（浄水場、水運用センター）からの要請業務 ・ その他、被害状況等により必要な業務	

本部会議	本部員	多摩連絡調整班	多摩技術部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道局多摩対策担当（多摩水）との情報連絡及び調整</li> <li>・本部各班との情報連絡及び調整</li> <li>・多摩各班との情報連絡及び調整</li> <li>・社員の参集及び就業状況の把握</li> <li>・社員の被災状況の把握</li> <li>・事業所被災状況の把握</li> <li>・受託工事現場の点検及び受注者指導</li> <li>・管路の調査及び復旧作業</li> <li>・多摩対策会議の庶務</li> <li>・その他、庶務事務等</li> </ul>
		多摩被害調査応急復旧班	多摩管路部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道局多摩調整班との情報連絡及び調整</li> <li>・本部各班との情報連絡及び調整</li> <li>・管路施設等の被害状況調査及び応急復旧</li> <li>・工事現場の被害状況調査及び保安措置状況点検</li> <li>・給水装置の止水処理及び応急復旧</li> <li>・仮設給水栓等の設置</li> <li>・復旧計画の策定補助</li> <li>・受託業務に基づく点検及び応急措置</li> <li>・その他、被害状況等により必要な業務</li> </ul>
		多摩設備管理班	多摩設備部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道局多摩調整班との情報連絡及び調整</li> <li>・本部設備管理班との情報連絡及び調整</li> <li>・社員の参集及び就業状況の把握</li> <li>・社員の被災状況の把握</li> <li>・浄水所、給水所の運転管理</li> <li>・施設、設備の被害状況調査及び点検</li> <li>・その他、被害状況等により必要な業務</li> </ul>
	事務局	総務部長 総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策本部の設営</li> <li>・緊急対策本部の運営（状況の集約等）</li> <li>・情報の記録・管理</li> <li>・緊急対策本部及び部門対策本部との連絡調整</li> </ul>	

## 5 緊急時連絡網

### 5.1 事象別の初動ルール

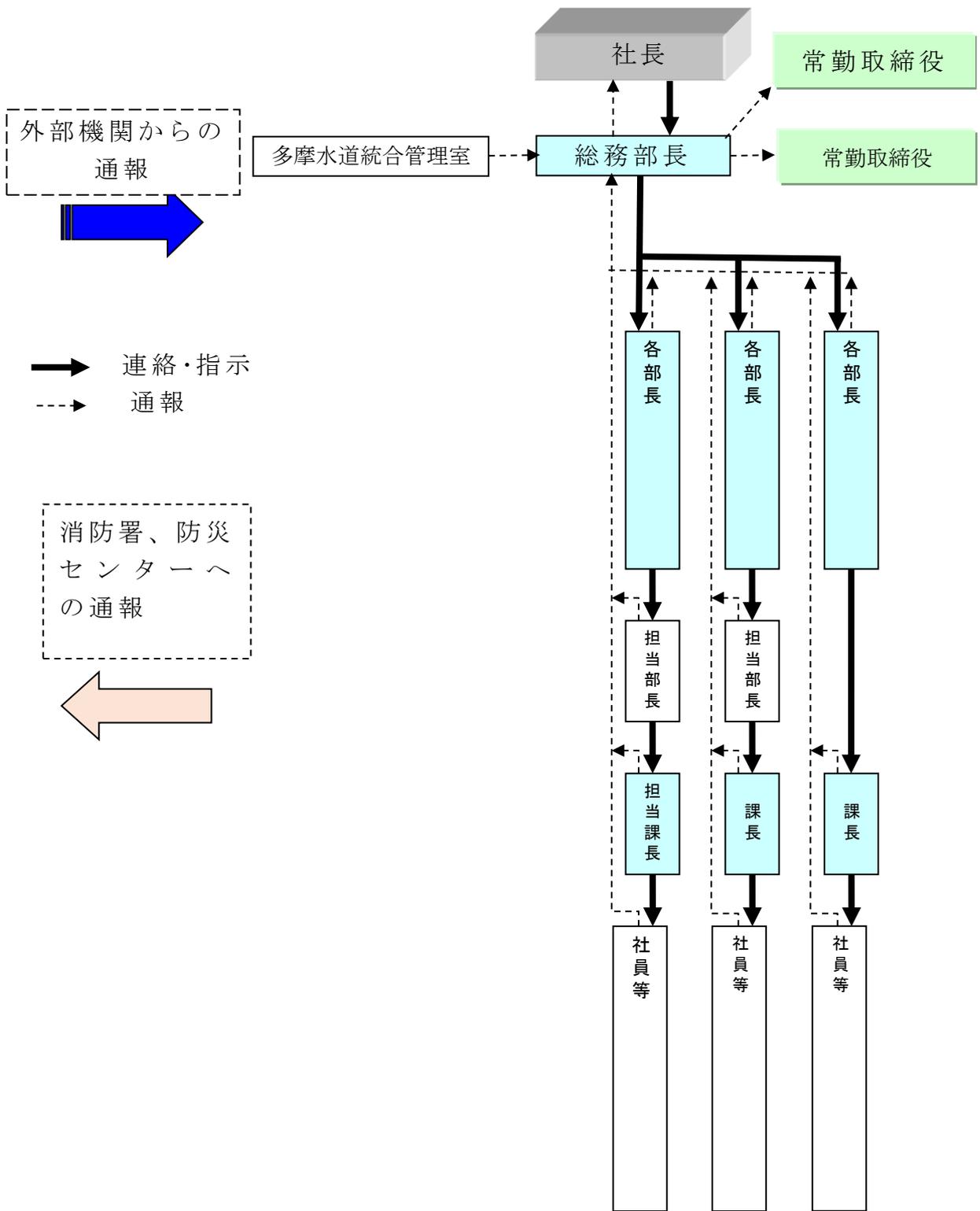
事 象	初 動 ル ー ル
<他発災害>	
火災（他 所）	社員等は、防災センターからの全館放送等による指示に従う。
地震	社員等は、防災センターからの全館放送等による指示に従う。
テロ、犯罪	社員等は、防災センターからの全館放送等による指示に従う。
<自発災害>	
火災（自所）	発見者は、総務部長又は防火管理者、防災センターへ通報する。
テロ、犯罪	発見者は、総務部長又は防火管理者、防災センターへ通報する。
傷害・発病	発見者は、総務部長又は防火管理者、消防署へ通報。次いで防災センターへ通報する。

### 5.2 緊急時における通報及び連絡網

- (1) 連絡・指示は実線の流れによる。
- (2) 通報の伝達は点線の流れによる。  
発見者は、初動ルールに従うとともに、総務部長に通報する。
- (3) 夜間及び休日に発生した場合も前各号に準じて取り扱う。

(次ページ参照)

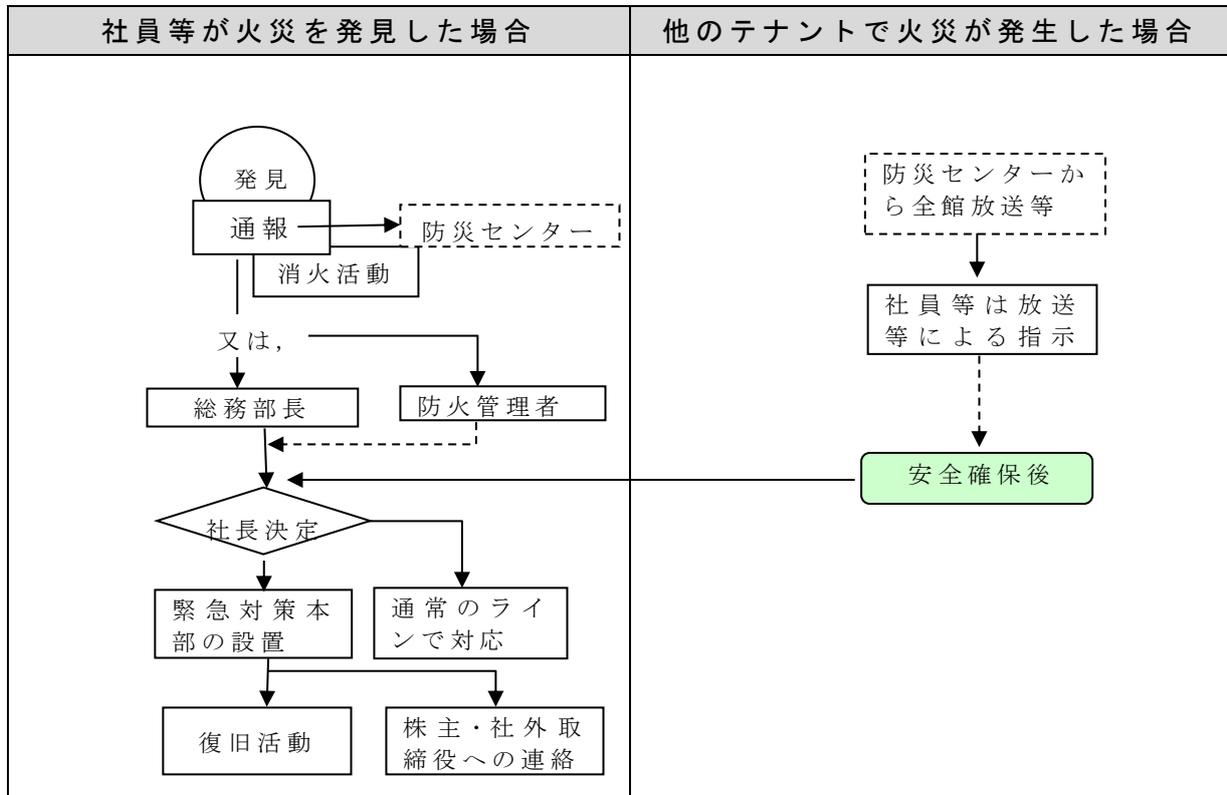
# 緊急時における通報及び連絡網



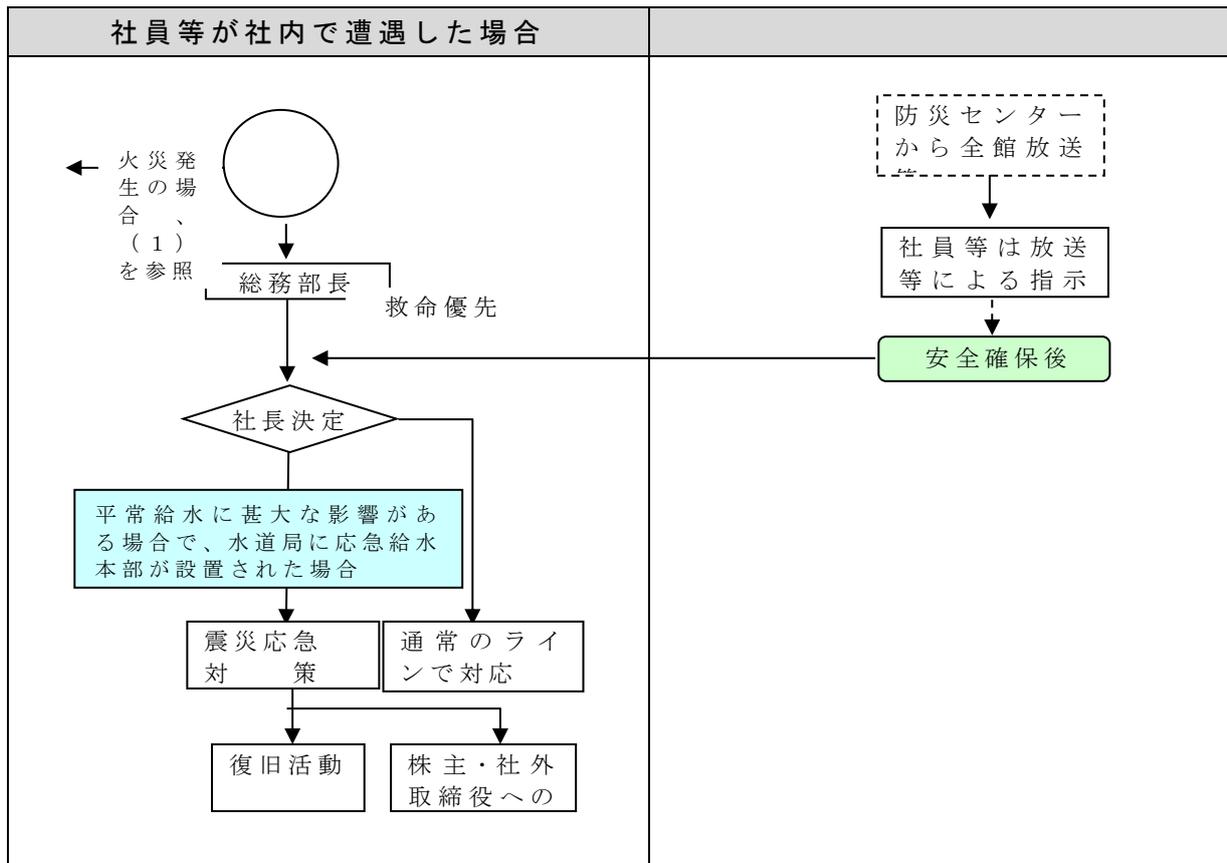
## 6 災害時の行動計画

### 6.1 自然災害及びテロ、犯罪、傷害、発病等

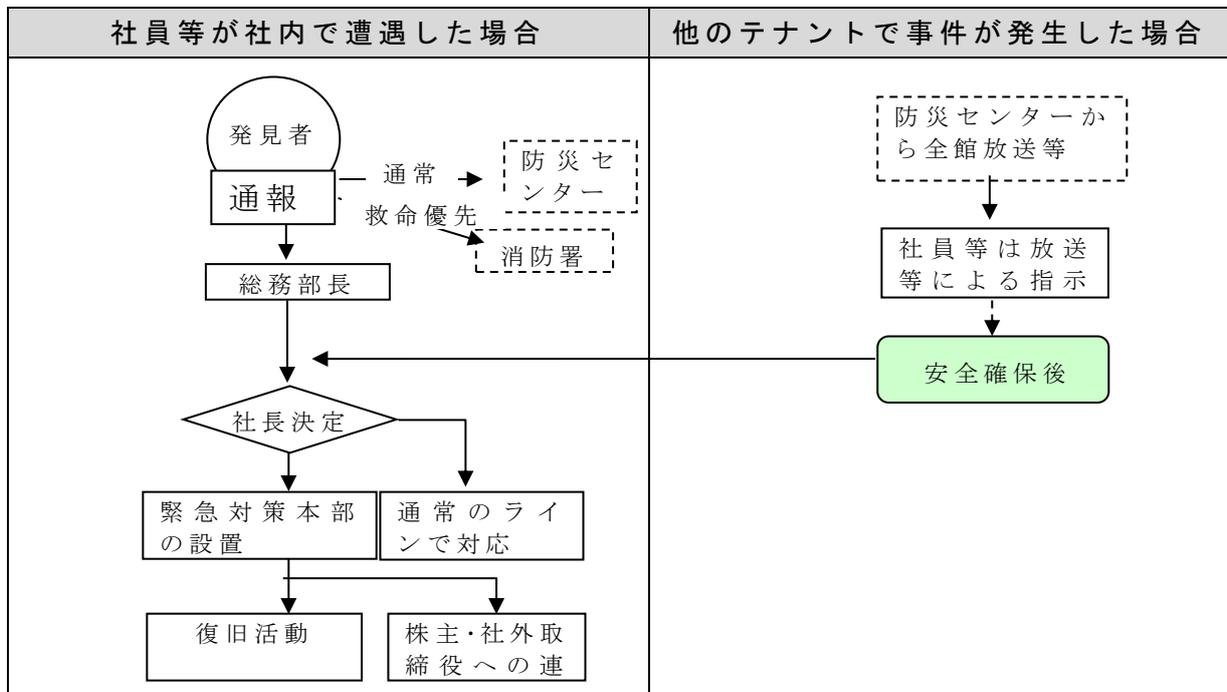
#### (1) 火災



(2) 地震



(3) テロ、犯罪、傷害、発病等



## 7 災害時の応急対応

### 7.1 自然災害及びテロ、犯罪、傷害、発病等

消防法第8条第1項に基づく消防計画及び同法第8条の2第1項に基づく共同防火管理協議会が定めた全体消防計画により対応する。

#### (1) 火災

社員等が社内で遭遇した場合	他のテナントで火災が発生した場合
①発見した者は、近在者に知らせると同時に、火災報知器および電話等により、ビルの防災センターに緊急通報する。 ②火災発見者又は近在者は総務部長又は防火管理者に通報する。 ③他の社員等は、ビルの防災センターからの指示に従い行動する。	①社員等は、防災センターからの全館放送等の指示に従い行動する。

#### (2) 地震

社員等が社内で遭遇した場合	他のテナントで火災が発生した場合
①火災が発生した場合、ビルの防災センターに緊急通報する（以下「火災」項目による）。 ②他の社員等は、ビルの防災センターからの指示に従い行動する。	①社員等は、防災センターからの全館放送等の指示に従い行動する。

#### (3) テロ、犯罪、傷害、発病等

社員等が社内で遭遇した場合	他のテナントで事件が発生した場合
①発見者は、近在者に知らせると同時に電話等により、ビルの防災センターに緊急通報する。但し、救命が優先される場合は直接、消防署に通報する。 ②発見者又は近在者は、総務部長に通報する。 ③発見者又は近在者は、自身の安全を確保する。	①社員等は、防災センターからの全館放送等の指示に従い行動する。

＜注意＞新型インフルエンザ等が発生した場合は、「新型インフルエンザ対応マニュアル」に従い対応する。

## 8 災害時の事業継続対応

### 8.1 緊急対策本部の設置

地震等の発生時は、代表取締役社長を本部長とする東京水道サービス株式会社緊急対策本部（以下「本部」という。）を設置し、本部長のもとに各班体制をとり、水道局の要請による応急対策業務を遂行する。

水道局と本部の協力体制については、「災害等発生時の応急対策業務等に関する協定（参考資料1）」及び「災害発生時の応急対策業務等に関する覚書（参考資料2）」により、必要な協力体制を確保する。

#### (1) 本部の設置要件

本部長は次に掲げる事態のいずれかに該当すると判断した場合は、本部を設置し、速やかに震災応急対策本部会議を招集する。

ア 地震等による災害の発生（以下「発災」という。）により水道局が行う平常給水に甚大な影響がある場合で、水道局に給水対策本部が設置された場合

イ 東京都内（島しょ部を除く。）で震度6弱以上の地震が発生した場合

ウ 前号に定める場合に加えて、災害等が発生し又はまさに発生する恐れがある状況で、水道局の要請を受けた場合

#### (2) 本部の組織及び運営

ア 本部長は、本部全般を統括する。

取締役は、副本部長（技術担当又は事務担当）として本部業務について、本部長を補佐する。

多摩事業本部長は本部の多摩対策部長として多摩地区の業務を統括する。

イ 本部は本社（新宿区西新宿6-14-1 グリーンタワービル）7階会議室に設置し、情報収集に必要な通信機器類を配置する。

なお、本社内に本部設置が困難な場合は、多摩事業本部（立川市柴崎町三丁目6番14号）等に設置する。

ウ 本部を設置した場合は、速やかに本部会議を開催する。

エ 本部会議は本部長が招集し、議事をつかさどる。

本部長が不在の時は、下表の者が代行する。

本部長の代行順位	
優先順位1位	副本部長（事務担当）
優先順位2位	副本部長（技術担当）
優先順位3位	多摩対策部長
優先順位4位	庶務班長

オ 本部会議の庶務は、庶務班が務める。

カ 本部会議は、本部長、副本部長、多摩対策部長、各班長又は副班長の職にある者及び必要な社員で構成する。

キ 勤務時間内に本部設置が必要となる災害等が発生した場合は、直ちに本社7階会議室の通信機器類の運用準備を行うとともに、連絡調整班を始めとした各班が、情報収集活動を開始する。

ク 夜間、休日等に本部設置が必要となる災害等が発生した場合は、初動要員及び第1非常配備要員が、直ちに参集して本部立上げと情報収集活動を開始し、本部各班に業務を引継ぐまで、初動活動を行う。

ケ 本部長は、水道局で開催される給水対策本部会議に当社社員を情報連絡要員として派遣し情報収集、活動状況の報告を行わせる。

## 8.2 本部の情報連絡活動

(1) 本部設置後、水道局との震災応急対策業務に関する情報連絡は、水道局水運用専用電話、業務用無線及び衛星携帯電話等を使用して行う。

水運用専用電話、業務用無線及び衛星携帯電話等による情報連絡が十分できない場合は、本部連絡員として必要な社員を水道局へ派遣する。

(2) 連絡先は、以下の一覧による。

- ・東京水道サービス株式会社震災応急対策本部連絡先一覧
- ・水道局給水対策本部等連絡先一覧

(3) 水道局との連絡窓口（協定、第3条、第4条及び第5条関係）は以下のとおり。

- ・応援要請等に関する局とTSSの連絡窓口（区部）覚書
- ・応援要請等に関する局とTSSの連絡窓口（多摩）覚書
- ・第4条（応急対策業務）に関する連絡窓口詳細 覚書

(4) 夜間、休日等における水道局水運用センターからの震災一斉通報等の受信については、多摩水道統合管理室を窓口とする。

## 8.3 震災応急対策本部の業務分担

水道局給水対策本部等と情報連絡を行うとともに、社内各班と情報連絡を密にして、震災応急対策業務を適切に実施する。

各班の業務概要は、以下のとおりとする。

(1) 庶務班

- ア 社員の参集及び就業状況の把握
- イ 社員及び事業所の被災状況の把握
- ウ 社内の事務連絡及び本部会議庶務
- エ その他、庶務及び広報事務

(2) 連絡調整班

- ア 水道局給水対策本部等との情報連絡及び調整
- イ 本部・多摩対策部との情報連絡及び調整
- ウ 震災応急対策計画の進捗状況把握

- エ 社内情報システムの機能維持
- オ 各種情報の配信、記録、整理
- カ その他、社内総合調整

(3) 調達班

- ア 資材、車両、燃料、非常用食料等の調達
- イ 備蓄品（非常用食料、医薬品等）の管理
- ウ 宿泊場所、寝具等の確保
- エ その他、経理事務

(4) 被害調査応急復旧班

水道局各支所、各建設事務所と連携し、配水施設、給水装置の被害状況調査及び応急復旧業務を実施する。

なお、受託工事は、配水小管設計及び工事監督業務委託仕様書（地震発生時の協力体制）等に基づき、速やかな被害状況の報告、適切な保安処置等を実施する。

ア 配水施設調査担当

水道局各支所の配水施設復旧担当等と連携して、調査班を編成し、配水施設の被害状況調査を実施する。

- (ア) 首都中枢機関等への供給管路の調査
- (イ) 水配に大きな影響を与える管路の調査  
(第一次重要路線、第二次重要路線、配水小管重要路線)
- (ウ) 応急給水施設や避難所等に至る路線の調査
- (エ) 緊急啓開道路、鉄道・主要道路横断箇所の調査
- (オ) その他、被害状況等により必要な業務

なお、漏水が送配水に影響を及ぼす場合、道路陥没等の交通上危険な場合等には、応急措置を講ずる。

イ 配水施設復旧担当

水道局各支所の配水施設復旧担当等と連携して、復旧班を編成し、配水施設の応急復旧業務を実施する。

- (ア) 首都中枢機関等への供給管路の応急復旧
- (イ) 水配に大きな影響を与える管路の応急復旧（配水小管重要路線）
- (ウ) 応急給水施設や避難所等に至る路線の応急復旧
- (エ) 緊急啓開道路、鉄道・主要道路横断箇所の応急復旧
- (オ) その他、被害状況等により必要な業務

なお、漏水が送・配水に影響を及ぼす場合、道路陥没等の交通上危険な場合等には、応急措置を講ずる。

ウ 大規模施設復旧担当

水道局各建設事務所の大規模施設復旧担当と連携して、応急復旧業務を実施する。

- (ア) 大規模配水施設の応急復旧
- (イ) 水配に大きな影響を与える管路の応急復旧（第一次重要路線、第二次重要路線）
- (ウ) その他、被害状況等により必要な業務

エ 給水装置調査復旧担当

水道局各支所の給水装置復旧担当等と連携して、調査班及び作業班を編成し、給水装置の被害状況調査及び応急復旧業務を実施する。

- (ア) 地域ごとの包括的な給水装置被害状況調査
- (イ) 応急給水施設や避難所等に至る重要給水管路の被害状況調査
- (ウ) 給水装置の復旧業務（給水装置の止水処理、復旧工事等に関する監督）
- (エ) 仮設給水栓等の設置業務（応急給水に伴う仮設給水栓等の設置、設置に関する監督）
- (オ) 協定等に基づいた水道局からの要請業務
- (カ) その他、被害状況等により必要な業務

(5) 設備管理班

- ア 浄水場、給水所等の運転管理
- イ 関連設備の被害状況調査及び点検
- ウ 配水管付帯設備の被害状況調査及び点検
- エ 水道局（浄水場、水運用センター）からの要請業務
- オ その他、被害状況等により必要な業務

#### 8.4 多摩対策部の業務分担

水道局多摩対策担当と連携し、本部各班と情報連絡を密にして、震災応急対策業務を適切に実施する。

多摩各班の業務概要は、以下のとおりとする。

(1) 多摩連絡調整班

水道局多摩対策担当と連携し、多摩対策部の全体調整、受託工事現場の点検及び管路施設の被害状況調査等支援の応急対策業務を実施する。

ア 庶務担当

- (ア) 本部、多摩各班との情報連絡及び調整
- (イ) 社員の参集、就業状況の把握
- (ウ) 社員及び事業所の被災状況の把握
- (エ) 多摩対策会議の庶務
- (オ) その他、庶務事務

イ 連絡調整担当

- (ア) 水道局多摩対策担当との情報連絡及び調整

- (イ) 本部、多摩各班との情報連絡及び調整
- (ウ) 多摩対策部内の総合調整
- (エ) 資材、車両、燃料等の調達
- ウ 大規模施設応援担当
  - (ア) 受託工事現場の点検及び受注者の指導
  - (イ) 応急復旧工事の監督及び進捗管理
  - (ウ) 水道局からの要請に基づく調査、応急復旧支援
- エ 管路調査復旧応援担当
  - 管路施設の被害状況調査及び応急復旧支援

(2) 多摩被害調査応急復旧班

水道局多摩調整班及び給水管理事務所等と連携し、管路施設の被害状況調査、応急措置及び仮設給水栓設置等の応急対策業務を実施する。

- ア 管路調整担当
  - 水道局多摩調整班及び給水管理事務所等と連携し、応急対策業務が円滑に実施されるよう給水装置調整担当と連絡を密にして、管路施設調査復旧担当を支援する。
  - (ア) 本部、多摩各班との情報連絡及び調整
  - (イ) 管路施設調査復旧担当との情報連絡及び調整
  - (ウ) 管路施設の被害状況の把握
  - (エ) 管路施設の復旧状況の把握
- イ 管路施設調査復旧担当
  - 水道局給水管理事務所等と連携し、管路調整担当及び給水装置調査復旧担当と連携を密にして、管路施設の応急対策業務を実施する。
  - (ア) 首都中枢機関等への供給管路の被害状況調査及び応急復旧
  - (イ) 水配に大きな影響を与える管路の被害状況調査及び応急復旧
  - (ウ) 応急給水施設や避難所等に至る路線の被害状況調査及び応急復旧
  - (エ) 復旧計画の策定補助
  - (オ) その他、被害状況等により必要な業務

- ウ 給水装置調整担当
  - 水道局多摩調整班及び給水管理事務所等と連携し、応急対策業務が円滑に実施されるよう管路調整担当と連絡を密にして、給水装置調査復旧担当を支援する。
  - (ア) 本部、多摩各班との情報連絡及び調整
  - (イ) 給水装置調査復旧担当との情報連絡及び調整
  - (ウ) 給水装置の被害状況の把握
  - (エ) 給水装置の復旧状況の把握
- エ 給水装置調査復旧担当

水道局給水管理事務所等と連携し、給水装置調整担当及び管路施設調査復旧担当と連絡を密にして、給水装置の応急対策業務を実施する。

(ア) 首都中枢機関、災害拠点病院等の給水装置被害状況調査及び応急復旧

(イ) 応急給水施設や避難所等に至る給水管路の被害状況調査及び応急復旧

(ウ) 仮設給水栓の設置

(エ) 復旧計画の策定補助

(オ) その他、被害状況等により必要な業務

オ 管路施設支援等担当

水道局多摩調整班からの出動要請に基づく応急対策業務を実施する。

(3) 多摩設備管理班

水道局多摩調整班及び給水管理事務所等と連携し、本部設備管理班と連絡を密にして、受託業務に基づく各施設の運転調整、水配調整及び被害状況調査、点検等を実施する。

ア 庶務担当

(ア) 本部、多摩各班との情報連絡及び調整

(イ) 社員の参集及び就業状況の把握

(ウ) 社員の被災状況の把握

(エ) その他、庶務事務

イ 運転管理・調査復旧調整担当

水道局多摩調整班及び給水管理事務所等と連携し、本部設備管理班と連絡を密にして、受託業務に基づく各施設の運転調整及び被害状況調査、点検、応急措置等が円滑に実施されるよう、運転調整担当及び調査復旧担当を支援する。

(ア) 多摩設備管理班内の調整

(イ) 施設の運転及び被災状況等の把握

(ウ) 被災状況調査等に応じた社員の再配置

(エ) 協力会社との連絡・調整

ウ 運転調整担当

水道局調整班及び給水管理事務所等と連携し、本部設備管理班と連絡を密にして、運転管理・調査復旧調整担当及び調査復旧担当と連絡を密にして、各施設の運転調整及び被害状況調査、点検、応急措置等を実施する。

(ア) 地震発生時の運転、送配水状況の確認及び監視強化

(イ) 施設の被災状況及び点検結果の把握

- (ウ) 水道局からの要請業務対応
- (エ) 協力会社との連絡・調整
- (オ) その他、被害状況等により必要となる業務

エ 調査復旧担当

水道局給水管理事務所等と連携し、運転調整担当と連絡を密にして、施設等の被害状況調査、点検、応急措置等を実施する。

- (ア) 地震及び風害等の自然災害発生時の巡視点検
- (イ) 警備強化に伴う巡視点検
- (ウ) 協力会社との連絡・調整
- (エ) その他、被害状況等により必要となる業務

8.5 活動優先業務

部署名	業務名	業務内容	○：着手 →：継続			
			3 時 間 以 内	1 日 以 内	3 日 以 内	1 週 間 以 内
総務部	災害対策本部の設置、運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後の迅速かつ的確な災害対応を実施するため、本社において震災応急対策本部を設置</li> <li>・災害対策本部会議の開催等、災害対策本部の運営に関する事務</li> </ul> <p>【対策本部の主な役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理に係る対処方針の決定と各種対策の実施の指示</li> <li>・社内各部課の役割分担の確定と分担業務の対応状況の確認</li> <li>・被害状況に関する情報の集中管理と全体状況の把握</li> <li>・水道局対策本部・関係機関との連絡、調整</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	○	→		
	被害状況の把握着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員の参集状況</li> <li>・参集途上の被害状況の把握及び局災害対策本部への報告</li> <li>・事業所の被災状況の把握及び局災害対策本部への報告</li> </ul>	○	→		
	庁舎管理	<p>【庁内管理及び宿直に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の秩序維持並びに盗難及び火災の予防等</li> <li>・庁舎内の被災状況等の把握、庁舎破損部分の応急措置と安全確保、建物各部の点検、崩壊するおそれのある部分の「立入禁止」措置を実施</li> </ul>	○	→		

総務部	給食業務 (社員用)	・災害時に災害対策本部・応急復旧の業務に従事する全社員に対し、食糧を供給	○	→		
	被害の把握、連絡調整	・被害状況及び対応状況の確認 ・社員の参集状況・参集途上の被害状況の把握 ・局等との連絡調整等の実施	○	→		
	応急危険度判定等施設の復旧に関する業務	・各施設管理者等は、速やかに被害状況等を把握し、応急危険度判定を実施する等、的確な安全確認と適切な措置により二次災害を防止	○	→		
	システムの復旧（ガールーンなど根幹となるシステム）	・災害時における情報収集、各業務の遅延、都民サービスの低下等につながるおそれがあるため、早期に復旧	○	→		
	現金の支出（災害対応に係る財源確保に限る。）	・災害時の物品等の購入など、非常時優先業務を継続するための現金を支出			○	→
	予算事務 (災害対応に係る予算事務に限る。)	・災害対応に必要な経費の確保に係る業務として、財政計画等の策定や予算に係る業務を実施			○	→
	契約事務 (災害対応に係る契約事務に限る。)	・災害対策に必要な工事発注、物資・資機材、医薬品等の調達に係る契約事務			○	→
設備企画部	情報系ネットワークの復旧	【データ通信ネットワークの運用】 ・データ通信ネットワークの通常の利用業務及び災害時の現況確認、復旧業務	○	→		
	情報システム基盤の稼働環境維持	・ユーザー技術支援、アクセシビリティ対応等	○	→		
	システムの復旧（ガールーンなど根幹となるシステム）	・災害時における情報収集、各業務の遅延、都民サービスの低下等につながるおそれがあるため、早期に復旧	○	→		

各部	被害状況の把握着手	<p>各施設の稼働状況、被害個所の復旧対応方針等について、各事業所と情報連携を実施</p> <p><b>【施設（設備含む。）の調査及び応急措置の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害状況・周辺状況の情報を収集するため、必要に応じて、現場へ出動し、連絡・調整を実施</li> <li>・施設の被害状況を確認し、局の判断を仰ぎ、必要に応じ応急措置を実施</li> </ul> <p><b>【工事現場の被害状況・保安措置状況の把握】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工中工事現場の被害状況や保安措置状況について、情報の収集・連絡・調整を実施</li> </ul>	○	→		
	問い合わせ対応	<p><b>【お客さまからの問合せ対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまからの問合せ等に対する広聴活動</li> </ul>	○	→		
	各施設の稼働状況・被害箇所の把握と復旧計画の作成	<p><b>【施設等の被害状況の調査・把握】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の稼働状況、被害個所の復旧対応方針等について、各事業所と情報連携を実施</li> </ul> <p><b>【応急復旧支援調整】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じた、応急復旧支援態勢の検討を実施</li> </ul> <p><b>【施設（設備含む）の水配調整】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の被害状況や運転状況を踏まえ、今後の水配計画について、関係部署と連絡調整を実施</li> </ul>	○	→		
	<p>水道施設の段階的復旧 (30日以内の完了を目標)</p>	策定した復旧計画に基づき、施設の復旧を実施				○→

## 8.6 社員の活動態勢

### (1) 勤務時間内における活動態勢

本部長が発令する活動態勢をとり、社員は、各所属において応急対策

業務に従事する。

後述する参集免除の社員以外で、休暇取得等により所属を不在にしている社員の参集については、夜間、休日等における活動態勢に準じるものとする。

なお、勤務時間とは、原則、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの期間とする。

## (2) 夜間、休日等における活動態勢

社員は、地震の震度又は本部長の発令に応じて参集し、各々の応急対策業務に従事する。

なお、地震以外の災害においても、本部長の発令に基づいた活動態勢をとることがある。

(注) 参集を判断する震度は、東京都内（島しょ部を除く。）で最大のものとする。

(注) 被害が甚大である場合、震度にかかわらず参集を指示する場合がある。

参集基準 震度レベル	参集対象の初動要員	初動要員以外の社員
震度5弱	本部長の発令を受けた初動要員	本部長が指定配備態勢要員として発令した社員 本部長の発令を受けた第1非常配備要員（状況に応じその他の社員が発令を受けて参集）
震度5強	全初動要員	第1非常配備要員（状況に応じその他の社員が発令を受けて参集）
震度6弱以上	全初動要員	全社員

## 8.7 活動内容

### (1) 震度 5 弱発災時

本部長が指定配備要員として発令した社員は、水道局等からの情報を収集し、必要に応じて、本部長に状況報告を行うなど、初動態勢を確保する。

### (2) 震度 5 強発災時

初動要員及び第 1 非常配備要員は、指定場所に自主的に参集し、直ちに情報収集活動を開始するとともに、本部長に本部設置の要否に必要な情報を報告するなど初動態勢を確保する。

### (3) 震度 6 以上

全社員は指定場所に自主的に参集し、震災行動マニュアルに基づき応急対策業務に従事する。

## 8. 8 社員の参集態勢

### (1) 参集場所及び手段

ア 夜間、休日の発災時には、予め所属部長が指定した場所に参集する。

イ 公共交通機関の運行状況や道路状況により指定場所への参集が困難な場合は、一時的に居住地又は通勤経路から最寄りの当社事業所に参集し、所属部署にその旨を連絡する。また、公共交通機関の運行状況や道路状況が回復した時点で、指定場所に参集する。

ウ 参集手段は、公共交通機関、徒歩又は二輪車（自転車等）によるものとする。ただし、所属部長が必要性、緊急性を要するものとして判断した場合に限り、タクシー等の交通機関を利用することができる。

### (2) 社員の安否連絡

震度5強以上の地震が発生した場合は、社員は安否参集確認システムを活用するなどして各自の安否及び参集に関する情報を所属等に連絡する。

### (3) 参集の免除

業務上の傷病、震災による傷病、慶弔休暇（親族が死亡した場合に限る。）、休職、病気欠勤、出産育児に関する社員及び介護に係る社員は、原則、参集しなくてよいものとする。なお、参集を免除された社員以外で休暇取得等により所属を不在にしている社員は、夜間、休日等における活動態勢に準じて参集するものとする。

### (4) 参集途上の情報収集

参集途上で水道施設等の被害を把握した場合は、速やかに本部又は所属部署へ被害状況を報告する。

## 8. 9 社員の非常配備態勢

夜間、休日の震災時には、予め所属部長が指定した初動要員、第1非常配備要員及び第2非常配備要員が震度に応じて参集し非常配備態勢を整える。

(1) 初動要員は、本社又は多摩事業本部に参集し、本部設置の準備、通信機器を設置するなどの初動態勢を確保し、情報収集に努め収集した情報は本部長に報告する。

(2) 初動要員は、以下の社員で構成する。

参集場所	対象者
本社	1 本社勤務の幹部職員 2 指定社員（東京都23区内居住者等） 3 社員寮入居社員（杉並寮、中野坂上寮）

多摩事業本部	1 多摩事業本部の幹部役員 2 指定社員 (本部から概ね半径 10 km 圏内居住者及び所属部長が指定した社員) 3 社員寮入居社員 (立川寮、錦寮、砂川寮、拝島第一寮、拝島第二寮)
--------	---

(3) 初動要員を免除する社員

ア 第1非常配備要員

初動要員以外で、所属部長が指定した社員とする。

イ 第2非常配備要員

初動要員及び第1非常配備要員以外の社員とする。

## 8.10 社員必要数

各班の必要社員数等は下表のとおりとする。

なお、夜間、休日等の発災により、社員が不足する場合は、社員の再配置を検討する。

班名	現員数 (A)	必要 人数 (B)	割合 % (B/A)	過不足 社員数 (A-B)	
庶務班	67	20	29.9	47	
連絡調整班	73	19	26.0	54	
調達班	13	6	46.2	7	
被害調査応急復旧班	配水施設調査担当	63	30	47.6	33
	配水施設復旧担当	153	114	74.5	39
	大規模施設復旧担当	52	20	38.5	32
	給水装置調査復旧担当	308	145	47.1	163
設備管理班	114	35	30.7	79	
多摩連絡調整班	102	51	50.0	51	
多摩被害調査応急復旧班	452	372	82.3	80	
多摩設備管理班	171	76	44.4	95	
合計	1568	888	47.0	680	

## 8.11 その他業務

(1) 再優先業務以外の業務については、一時的に休止することとし、再優先業務の活動を全社的に支援するものとする。

(2) 休止に係る取引先等との連絡は、平常時における所管部署が連絡する

ものとする。

## 9 活動態勢の増強等

### 9.1 活動態勢の増強、縮小及び再配置等

本部長は次の場合は態勢を増強、縮小し社員の再配置を行う。

- (1) 水道施設の被害状況に応じて、その時点における態勢により十分な対応が図り難いと認めるとき、又は態勢に余裕が生じたとき。
- (2) 応急対策が進展し、態勢に余裕が生じたとき。
- (3) 当社の非常配備要員だけでは活動態勢が十分でないと判断した場合、協力会社社員等の応援を要請する。

### 9.2 活動態勢時の被服及び宿泊等

- (1) 震災応急対策業務に従事する社員は、現場に出動する際、ヘルメット、安全靴及び作業服等を着用し安全対策に十分配慮する。
- (2) 震災応急対策業務に従事する社員の休憩及び宿泊場所は、原則として、当社施設を利用する。

## 10 備蓄用品及び機材等

### 10.1 非常用食料等の備蓄

震災応急対策業務を実施するため、以下のとおり非常用食料等を備蓄する。

なお、詳細は審査時行動マニュアル（調達班）による。

- (1) 非常用食料の備蓄
  - ア 非常用食料は、必要な場所に備蓄する。
  - イ 基準備蓄量は、全社員（運転系協力会社を含む。）1人当たり3日分程度とする。
  - ウ 非常用食料は、適正管理し、常に利用可能な状態とする。
- (2) 寝具の備蓄
  - ア 寝袋及び難燃性毛布等は、必要な場所に備蓄する。
  - イ 寝袋の基準備蓄量は全社員数の2分の1程度を対象とする。
  - ウ 難燃性毛布の基準備蓄量は、全社員数の2分の1程度を対象とする。
  - エ 寝具は、適正管理し常に利用可能な状態とする。
- (3) 調理用具等の備蓄
  - ア 鍋、携帯用コンロ及びガスボンベ一式等を必要な場所に備蓄する。
  - イ 調理用具等は、適正管理し、常に利用可能な状態とする。
- (4) 医薬品の備蓄
  - ア 医薬品は、必要な場所に備蓄する。
  - イ 医薬品は、適正管理し常に利用可能な状態とする。
- (5) その他

ア 簡易トイレは、全社員数（運転系協力会社等含む）の3日分を備蓄する。

イ 手回し充電ラジオは、各課（所）当たり1台程度を備蓄する。

## 10. 2 震災時の使用機材等

震災時には、以下の通信機材、緊急通行車両等を使用して震災応急対策業務を行う。

### (1) 通信機材

水運用専用電話、業務用無線及び衛星携帯電話等の配置票は、震災時行動マニュアル（連絡調整班）による。

### (2) 緊急通行車両等（災害応急対策に使用される車両）

災害発生時に警視庁により第一次交通規制が実施され、周囲の状況により、第二次交通規制に移行される。

（第一次交通規制時）

人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車のみが規制を受けず、協定に基づき行う応急対策業務に関わる当社車両は、検問等の交通規制場所において、具体的な応急対策内容を説明し、発生直後の応急対策に真に必要な車両であることを認められた場合、通行が可能となる。

（第二次交通規制時）

指定された緊急交通路を通行する場合には、緊急通行車両標章等が必要となる。その手続きの詳細は、緊急通行車両等の事務手引き（水道局）による。

### ア 平常時の対応

緊急通行車両等事前届出書（以下「届出書」という。）を水道局総務部総務課へ提出し、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受ける。

### イ 災害発生時の対応

災害等発生した場合は、届出済証を提示し、水道局2級事業所等又は警察関連施設（警視庁、交通機動隊、警察署、緊急交通通路上の交通検問所等）に緊急通行車両等確認申請書を提出し「緊急通行車両標章」の発行を受ける。

ウ 車両配置表は、震災時行動マニュアル（調達班）による。

## 10. 3 その他機材

携帯型圧力測定器、電気伝導率計、pH計、複合ガス検知器、超音波流量計、ボックスロケータ漏水発見器、ポケット残留塩素計等の管理は、別途、震災時行動マニュアル（被害調査応急復旧班）に記載する。

## 11 その他

### 11. 1 防災訓練等

- (1) 協定第8条に基づき、水道局の実施する訓練に参加する。
- (2) 社内は、適宜、緊急連絡網を活用した情報伝達訓練等を実施する。
- (3) ビル管理者等が実施する消防訓練等に積極的に参加し、防災意識の向上を図る。

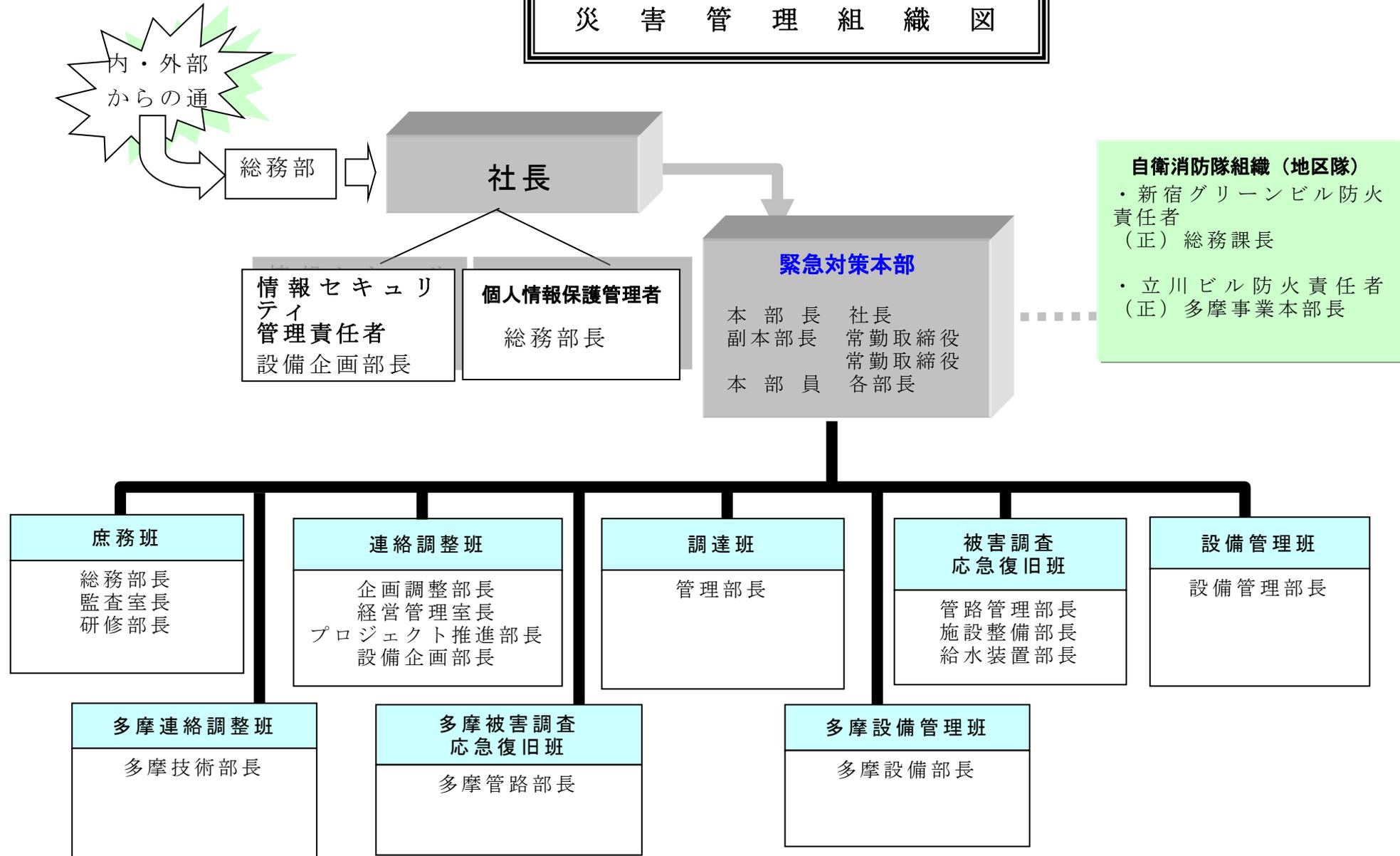
### 11. 2 計画の策定

- (1) 本計画及び各業務の行動マニュアルや復旧手順は、訓練や検証作業で洗い出された課題等を踏まえ、PDCAサイクルを通じて適宜見直すこととする。
- (2) 組織、業務形態の大幅な変更並びに改正が生じた場合においても、必要に応じて本計画を改定する。

## 12 事業継続計画の制定

本計画は令和元年8月1日から施行する。

# 災害管理組織図



災害等発生時の応急対策業務等に関する協定

東京都を甲とし、東京水道サービス株式会社を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、次の災害又は事態（以下「災害等」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしているときに、甲が行う水道の給水能力の維持又は回復に係る応急対策の補完業務として、乙が行う応急対策業務等に関し必要な事項を定める。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 新型インフルエンザ等の大規模流行
- (3) 前各号に定めるもののほか、安定給水に重大かつ広域的な支障が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態であって、本協定に基づき甲が乙に応急対策の応援を要請する必要がある事態

(計画の作成)

第2条 乙は、甲が定めた災害等発生時の応急対策計画に基づき、必要な応急対策計画又は行動マニュアル等を作成する。

- 2 甲乙は、それぞれが作成した計画等を相互に交換する。  
また、記載内容に重要な変更が生じる場合は、速やかに甲乙間で協議する。

(態勢の整備)

第3条 乙は、災害等の発生時に備えて、24時間の連絡及び非常配備態勢を整備し、これを表とし、甲の連絡及び非常配備態勢配置表と相互に交換する。

- 2 乙は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に定める警戒宣言の発表があった場合、又は、島しょ部を除く東京都内のいずれかで震度5強以上の地震が観測された場合、非常配備態勢をとり、第4条に定める業務に従事できるよう備える。
- 3 乙は、前項に定める場合に加えて、災害等が発生し又はまさに発生するおそれがある場合、甲の要請により非常配備態勢をとる。
- 4 前項の要請は、文書により行うものとする。

(災害等発生時の応急対策業務)

第4条 災害等の発生により甲の施設又は設備等に破損又は損傷が発生し、又は発生しているおそれがある場合において、甲は、迅速な復旧のため、乙に対し、文書により日時、場所及び業務内容を指定し、出動を要請できる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、応急対策業務を実施する。

- 2 前項に係る応急対策業務については、あらかじめ甲乙協議の上定める。

(災害等発生時の委託業務)

第5条 災害等が発生し、又はまさに発生しようとしているときに、甲が乙に委託している業務のうち、安定給水を確保するために必要な業務については、乙は当該業務に係る契約に基づいて業務を継続するものとする。

2 前項以外の委託業務については、4条に定める業務の要員を確保するために、甲乙協議のうえ、被災の規模等に応じ委託業務を中断する。

3 委託業務量の減少が発生した場合は、必要に応じて委託契約の変更を行う。

(連絡窓口)

第6条 第3条、4条及び5条に関する連絡窓口については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づき乙が要した費用については甲の負担とし、費用や支払方法等の詳細は甲と乙の協議により定める。

2 乙は、前項の協議により費用の詳細が確定した後、速やかに請求を行う。

(訓練)

第8条 乙は、第4条及び第5条第1項の業務が円滑に行われるよう、甲の実施する訓練に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈若しくは実施に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成29年8月1日から適用する。

2 災害等発生時の応急対策業務等に関する協定(平成21年3月31日締結)は廃止する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成29年7月31日

甲 東京都

代表者 東京都公営企業管理者

水道局長 醍 醐 勇 司  
乙 東京水道サービス株式会社  
代表取締役社長 増 子 敦

災害等発生時の応急対策業務等に関する覚書

(趣 旨)

第 1 条 この覚書は、東京都を甲とし、東京水道サービス株式会社を乙として、災害等発生時の応急対策業務等に関する協定（以下「協定」という。）第 4 条第 2 項の乙が実施する応急対策業務及び第 6 条の連絡窓口に関する事項について、次のとおり定めるものとする。

(応急対策業務)

第 2 条 協定第 4 条第 2 項により、乙が実施する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1) 水道施設等の被害状況に係る調査業務・応急措置等

ア 施設・管路の被害状況調査、漏水の発生状況調査及び応急措置のうち、甲が乙に委託している業務に含まれないもの

イ 庁舎等危険度診断

ウ 復旧計画の策定補助

(2) 給水装置の復旧業務

給水装置の止水処理及び復旧工事等に関して甲が乙以外の者と締結する契約の履行を確保するために必要な監督（区部に限る。）

(3) 仮設給水栓等の設置業務

応急給水に伴う仮設給水栓等の設置

(4) 管路等の応急復旧を支援する業務

ア 管路施設の止水処理及び復旧工事等に関して、甲が乙以外の者と締結する契約の履行を確保するために必要な監督

イ 資材置場の応急復旧、応急復旧用資材の庫出し及び受入れに関する業務

(5) 前各号のほか、甲が依頼する応急対策業務で、乙において対応が可能な業務

(連絡窓口)

第 3 条 協定第 6 条に関する連絡窓口は、別紙 1 及び別紙 2 のとおりとする。

(直接的な作業指示)

第 4 条 第 2 条に挙げる応急対策業務のうち、次の各号に該当する場合で、かつ、下表に掲げる業務が必要であると想定される場合に限り、前条の連絡窓口による業務要請によらず、別紙 3 に示す甲の業務所管部署の職員から乙の業務所管部署の社員へ、直接的に現場への出動を依頼、又は現場で作業の指示や指揮命令を行うことができる。

- (1) 不特定多数の者の生命、身体及び財産に対して重大な損害を及ぼすおそれのある場合
- (2) 安定給水に重大な支障の生じることが想定される場合

項番	応急対策業務	想定される場合
①	施設・管路の被害状況調査	施設・管路の被害が甚大であることが想定され、早急に被害の概要を把握する必要がある場合
②	漏水の発生状況調査	漏水により、多数の箇所または広域に断水等が発生していることが想定される場合
③	施設・管路に係る応急措置	施設・管路の被害状況を踏まえ、広域的な濁水発生など早急に被害の拡大を抑制するための応急措置（弁閉止作業や排水作業等）を講じる必要がある場合
④	上記以外の緊急対応を要する業務	大規模な被害の発生が想定され、早急に被害の拡大を抑制するための応急措置を講じる必要がある場合

**(協 議)**

第5条 この覚書に定めのない事項又は解釈若しくは実施に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

**(適 用)**

第6条 本覚書は、平成29年8月1日から適用する。

- 2 災害等発生時の応急復旧業務に関する覚書（平成21年9月30日）は廃止する。

この覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成29年7月31日

甲 東京都  
 代表者 東京都公営企業管理者  
 水道局長 醍 醐 勇 司

乙 東京水道サービス株式会社  
 代表取締役社長 増 子 敦

応援要請等に関する局とTSSの連絡窓口(区部)

別紙1

		甲	乙	関係条項
初動体制の確保	震度5強以上で自動的に非常配備態勢が発令される場合		震災応急対策本部	協定3条2項
	上記以外で、特に水道局が初動態勢確保を要請する場合	配水施設復旧班 文書による要請 調達班 応急給水班 浄水施設復旧班 大規模施設復旧班	震災応急対策本部	協定3条3項
応急対策業務の要請	必要応援規模の確認 水道局が必要とする応急対策業務の内容・期間・場所・人数などの確認	配水施設復旧班 支所 調達班 応急給水班 浄水施設復旧班 (浄水管理事務所) 大規模施設復旧班 (建設事務所)		
	可能応援規模の確認 安定給水を継続するのに直接的に不要な委託業務を中断し、応急対策業務を実施するためのTSS社員を確保	配水施設復旧班 支所 調達班 浄水施設復旧班 (浄水管理事務所) 大規模施設復旧班 (建設事務所)	震災応急対策本部 各班 各班	協定5条2項
	応急対策業務の要請	配水施設復旧班 支所 調達班 浄水施設復旧班 大規模施設復旧班	震災応急対策本部	協定4条
応急対策業務の実施		支所 調達班 浄水管理事務所 建設事務所	各班	協定4条

□ : 委託業務所管部署

応援要請等に関する局とTSSの連絡窓口(多摩)

別紙2

		甲	乙	関係条項
初動体制の確保	震度5強以上で自動的に非常配備態勢が発令される場合		多摩対策部	協定3条2項
	上記以外で、特に水道局が初動態勢確保を要請する場合		多摩対策部	協定3条3項
応急対策業務の要請	必要応援規模の確認 水道局が必要とする応急対策業務の内容・期間・場所・人数などの確認			
	可能応援規模の確認 安定給水を継続するのに直接的に不要な委託業務を中断し、応急対策業務を実施するためのTSS社員を確保			協定5条2項
	応急対策業務の要請		多摩対策部	協定4条
応急対策業務の実施			各班	協定4条

「災害発生時の応急対策業務等に関する覚書」第4条(応急対策業務)に関する連絡窓口詳細

別紙3

項番 覚書 第2条	業務項目	左記業務項目に係る災害等発生時における甲の業務内容	災害等発生時における甲の所管組織		通常時における甲の委託所管部署		災害等発生時における乙の所管組織		通常時における乙の委託所管部署	
			区部	多摩	区部	多摩	区部	多摩	区部	多摩
(1)	施設調査(点検)		浄水施設復旧班施設復旧担当 設備復旧担当 水運用センター施設管理担当 水質センター水質検査担当 水源管理事務所調査担当	多摩調整班技術調整担当 各給水管理事務所復旧調整担当	浄水部設備課 浄水部浄水課 水運用センター施設管理課 水質センター検査課 水源管理事務所羽村取水管理所	多摩水道改革推進本部調整部 技術指導課 各給水管理事務所施設課 及び各給水事務所	設備管理班	多摩設備管理班	設備管理部 運転管理課 及び所管事業所	多摩設備部 管理課 及び所管事業所
	管路調査(点検)	調査内容の検討 乙へ依頼する業務内容の検討 乙に対する調査の依頼 乙が実施した調査結果の確認 乙が実施した調査の清算	配水施設復旧班配水施設復旧担当 各支所配水施設復旧担当	多摩調整班技術調整担当 各給水管理事務所復旧調整担当	給水部配水課 各支所配水(第一、第二)課	多摩水道改革推進本部調整部 技術指導課 各給水管理事務所施設課 及び各給水事務所	被害調査応急復旧班	多摩被害調査応急復旧班	管路管理部管路第一課 施設整備部施設調査課 及び所管事業所	多摩管路部 管路調査第一課 及び所管事業所
	漏水調査		配水施設復旧班給水装置復旧担当 各支所給水装置復旧担当	多摩調整班技術調整担当 各給水管理事務所復旧調整担当	給水部給水課 各支所給水(第一、第二)課	多摩水道改革推進本部調整部 技術指導課 各給水管理事務所施設課 及び各給水事務所	被害調査応急復旧班	多摩被害調査 応急復旧班	給水装置部 給水装置課 及び所管事業所	多摩管路部 給水装置課 及び所管事業所
	応急措置	乙が実施した応急措置の確認 乙が実施した応急措置の清算	浄水施設復旧班施設復旧担当 設備復旧担当 水運用センター施設管理担当 水質センター水質検査担当 水源管理事務所調査担当 配水施設復旧班配水施設復旧担当 各支所配水施設復旧担当 配水施設復旧班給水装置復旧担当 各支所給水装置復旧担当	多摩調整班技術調整担当 各給水管理事務所復旧調整担当	浄水部設備課 浄水部浄水課 水運用センター施設管理課 水質センター検査課 水源管理事務所羽村取水管理所 給水部配水課 各支所配水(第一、第二)課 給水部給水課 各支所給水(第一、第二)課	多摩水道改革推進本部調整部 技術指導課 各給水管理事務所施設課 及び各給水事務所	被害調査応急復旧班 設備管理班	多摩被害調査 応急復旧班 多摩設備管理班		
	庁舎等診断	乙が実施した診断結果の確認	調達班庁舎等危険度診断担当 水運用センター庶務担当 水源管理事務所庶務担当 各浄水管理事務所庶務担当 各支所庶務担当 各建設事務所庶務担当	調達班庁舎等危険度診断担当 各給水管理事務所庶務担当			被害調査応急復旧班 設備管理班	多摩被害調査 応急復旧班 多摩設備管理班		
	復旧計画の策定補助	施設、管路の復旧計画策定 乙へ依頼する業務内容の検討 乙に対する業務の依頼 乙が実施した業務の確認 乙が実施した業務の清算	浄水施設復旧班施設復旧担当 設備復旧担当 水運用センター施設管理担当 水質センター水質検査担当 水源管理事務所調査担当 配水施設復旧班配水施設復旧担当 各支所配水施設復旧担当 配水施設復旧班給水装置復旧担当 各支所給水装置復旧担当	多摩調整班技術調整担当 各給水管理事務所復旧調整担当			浄水部設備課 浄水部浄水課 水運用センター施設管理課 水質センター検査課 水源管理事務所羽村取水管理所 給水部配水課 各支所配水(第一、第二)課 給水部給水課 各支所給水(第一、第二)課	多摩水道改革推進本部調整部 技術指導課 各給水管理事務所施設課 及び各給水事務所	被害調査応急復旧班 設備管理班	多摩被害調査 応急復旧班 多摩設備管理班
給水装置の復旧業務	給水装置の止水処理数 乙が実施した止水処理内容の確認 乙が実施した止水処理業務の清算 乙が監督を行う復旧工事等の清算	配水施設復旧班給水装置復旧担当 各支所給水装置復旧担当	多摩調整班技術調整担当 各給水管理事務所復旧調整担当	給水部配水課 各支所配水(第一、第二)課	多摩水道改革推進本部調整部 技術指導課 各給水管理事務所施設課 及び各給水事務所	被害調査応急復旧班	多摩被害調査 応急復旧班	給水装置部 給水装置課 及び所管事業所	多摩管路部 給水装置課 及び所管事業所	
仮設給水栓等の設置業務	給水栓等設置箇所の把握 乙に対する給水栓等設置業務の依頼 乙が実施した業務内容の確認 乙が実施した業務に対する清算	配水施設復旧班給水装置復旧担当 各支所給水装置復旧担当	多摩調整班技術調整担当 各給水管理事務所復旧調整担当	給水部給水課 各支所給水(第一、第二)課	多摩水道改革推進本部調整部 技術指導課 各給水管理事務所施設課 及び各給水事務所	被害調査応急復旧班	多摩被害調査 応急復旧班	給水装置部 給水装置課 及び所管事業所	多摩管路部 給水装置課 及び所管事業所	
管路等の応急復旧を支援する業務	資材置場の被災状況の把握 乙へ依頼する置場の応急復旧業務の検討 乙に対する上記業務の依頼 乙が実施した上記業務の確認 乙が実施した上記業務の清算 乙が実施した応急復旧用資材の庫出し及び受入数の確認 乙が実施した上記業務の清算	調達班貯蔵品出納担当		経理部出納課		資材管理班	多摩庶務・調達担当	管理部 水道資材業務課 及び所管事業所	多摩管路部 給水装置課 及び所管事業所	